

▼重要事項

重要事項 1 ～ 支払い記録について ～

工事費等が支払われたことを証明する書類として、完了実績報告時に領収書の写し及び送金伝票等の写しの双方を必ず提出していただきます。従って、工事費の支払いは、現金手渡しではなく、金融機関等を利用することが必須となります。

領収書の写しとは

領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものの写し
※領収書が紙媒体でない場合(ファクシミリや電子メールに添付して発行される領収書)は、その旨が確認できるものとします。

送金伝票等の写しとは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できるものとし、通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し
(施工事業者が金融機関を通じて建築主(買主)から支払いを受けたことが証明できるもの、または、建築主(買主)が施工事業者に金融機関を通じて支払ったことが証明できるもの)

重要事項 2 ～ 着工要件の確認について ～

本事業の要件の確認として、現地で所定の時期に写真を撮影していただきます。必要な写真が揃わない場合は、要件が確認できないため補助金はお支払いできなくなりますので、施工事業者の方々にも写真撮影の方法を徹底して周知してください。

なお、以下の写真には、写し込む看板に採択通知番号の上2桁「国住木35」の記載が必要です。グループの施工事業者に、この「国住木35」を必ずお伝えください。

- ・「着工前の現地写真」 (新築の住宅・建築物) ※
- ・「改修前の現地写真」 (改修する住宅)
- ・「着工直後の現地写真」 (新築の住宅の売買契約による場合)

※新築の住宅・建築物については、交付申請の時点で、採択通知日以降に交付された確認済証や、採択通知日以降に認定申請し交付された認定通知書がある場合は、「着工前の現地写真」に替えて、これらの写しの提出でも可能となりました。

現地写真に関する詳細は、「マニュアル第1章 4. 3 現地の写真撮影」「マニュアル第1章 別添1、2」、省エネ改修型は「マニュアル第5章 別紙」を、提出書類については各章のマニュアルを必ず確認してください。